

○新発田市信用保証料補給要綱

平成28年6月29日

告示第208号

新発田市信用保証料補給要綱を次のように定め、平成28年4月1日から実施した。

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者が資金の借入れに際し、新潟県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対し支払うべき信用保証料を予算の範囲内において補給し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 市が信用保証料の補給を行う対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内において6月以上引き続き中小企業を営む者であって、新発田市中心小企業融資あっせん要綱（平成28年新発田市告示第206号）で定める新発田市中心小企業制度資金、新発田市公害防止施設資金、新潟県小規模企業支援資金及び新潟県商工貯蓄共済事業資金について、保証協会を利用して、金融機関からその企業の運転又は設備に要する資金の融資を受ける中小企業者。ただし、新発田市空き店舗等対策資金の融資を受ける者にあつては、市内に居住している者又は市内に設置されている法人に限る。
- (2) 新発田市新規創業支援資金融資あっせん要綱（平成28年新発田市告示第203号）で定める制度資金について、保証協会を利用して、金融機関からその企業の運転又は設備に要する資金の融資を受ける中小企業者
- (3) 市内に居住する者で、新潟県同和地区中小企業振興資金の融資を受ける中小企業者
- (4) 市内に居住する者で、新潟県セーフティネット資金融資要綱第7条第2項の表第7項に規定する融資を受ける中小企業者

（平成29告示251・令和2告示48・令和2告示184・令和2告示226・一部改正）

(対象融資額及び補給率)

第3条 市が補給対象とする融資額及び補給率は、次のとおりとする。

対象区分	対象融資額	補給率
前条第1号、第2号又は第4号に該当する者	500万円以下	100%
	500万円を超え1,000万円以下	75%
	1,000万円を超え1,500万円以下	50%
	1,500万円を超え2,000万円以下	25%

前条第3号に該当する者	新潟県同和地区中小企業振興資金要綱の貸付限度額以内	50%
-------------	---------------------------	-----

(平成29告示251・令和2告示48・令和2告示184・令和2告示226・一部改正)

(補給の申請)

第4条 信用保証料の補給を受けようとする者は、融資を受ける前に信用保証料補給申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときはこれを審査し、一般保証にあつては信用保証料補給内諾通知(別記第2号様式)を、追認保証にあつては信用保証料補給(決定・却下)通知(別記第3号様式)を申請者に交付するものとする。ただし、信用保証料補給内諾通知は、条件付補給通知とし、保証協会の保証承諾が得られない場合は、その効力を失うものとする。

2 市長は、前項の規定により補給の決定又は内諾をしたときは、その旨を当該金融機関及び当該金融機関を経由して保証協会へ通知するものとする。この場合における通知の様式は、別記第4号様式、別記第5号様式、別記第6号様式及び別記第7号様式とする。

3 当該金融機関は、前項の規定による市制度融資の利用に係る補給決定通知又は補給内諾通知を受けたときは、保証協会へ提出する関係書類のうち、一般保証にあつては信用保証貸付貸出確認書に、追認保証にあつては信用保証委託申込書に「新発田市制度融資」を表示しなければならない。

4 第1項の規定により補給の決定又は内諾を受けた者は、その通知書を融資を受ける金融機関に提示しなければならない。

(支払方法)

第6条 市は、保証協会が発行する補給保証料請求書に基づき内容を精査確認のうえ、毎月支払うものとする。

(その他)

第7条 この要綱の実施のため必要な事項については、市長は保証協会と契約を締結するものとする。

附 則

(申請期限)

1 第2条第4号に規定する者にあつては、令和2年4月30日までに第4条の規定による

申請を行わなければならない。

(令和2告示226・全改)

(読替規定)

2 第2条第4号に該当する者に係る第3条の表の適用については、同表中「2,000万円以下」とあるのは、「3,000万円以下」と読み替えるものとする。

(令和2告示48・追加、令和2告示184・一部改正)

前 文 (平成29年告示第251号) 抄

平成29年4月1日から実施した。

前 文 (令和2年告示第48号) 抄

令和2年1月24日から実施した。

前 文 (令和2年告示第184号) 抄

令和2年3月9日から実施した。

前 文 (令和2年告示第226号) 抄

令和2年6月1日から実施した。

前 文 (令和3年告示第112号) 抄

令和3年4月1日から実施する。

別記第1号様式(第4条関係)

信用保証料補給申請書

年 月 日

住所又は所在  
事業所名  
代表者氏名

(宛先)新発田市長

下記のとおり、新潟県信用保証協会の保証によって企業資金の融資を受けますので、新発田市信用保証料補給要綱により保証料の補給を申請します。

記

借入額	借入期間	返済条件
円	自 . . 至 . . 月(日間)	1 期日一括 2 割賦返済 { ア 均等月賦返済 イ 均等定期返済
融資(制度)の種類		
借入金の使途		
借入先金融機関名		
金融機関の意見 (必ず記入してください。)	融資を応受するときは ・一般保証付とします。 ・追認保証付とします。 (どちらか該当するものに○印をつけてください。) 金融機関名	

※補給申請書を提出するとき、当該金融機関の社名表示を受けてください。

第2号様式(第5条関係)

信用保証料補給内諾通知

第 号  
年 月 日

様

新発田市長



年 月 日付で申請のあった信用保証料補給について、下記条件を付して内諾します。

記

- 補給条件 (1) 今回借入額が 円を超えないこと。  
(2) 新潟県信用保証協会の保証承諾を得ること。

上記条件が満たされた場合は、次のとおり補給します。

- (1) 補給は、当該保証料の %とする。  
(2) 補給する信用保証料は、新潟県信用保証協会へ直接支払います。

第3号様式(第5条関係)

信用保証料補給〔 決定 〕通知  
〔 却下 〕

第 号  
年 月 日

様

新発田市長



新発田市信用保証料補給要綱により下記のとおり信用保証料〔 を補給します。  
の補給ができません。 〕

記

- 1 補給額算定基礎 借入額 円  
補給率 保証料の %とする。
- 2 支払方法 新潟県信用保証協会へ直接支払います。
- 3 補給ができない理由

第4号様式(第5条関係)

信用保証料補給内諾通知

第 号  
年 月 日

金融機関

様

新発田市長



新発田市信用保証料補給要綱により下記条件を付して に係る  
信用保証料補給を内諾することになりましたので通知します。

記

- 補給条件 (1) 今回借入額が 円を超えないこと。  
(2) 新潟県信用保証協会の保証承諾を得ること。

上記条件が満たされた場合は次のとおり補給します。

- (1) 補給は当該保証料の %とする。  
(2) 支払方法は新潟県信用保証協会へ直接支払います。

第5号様式(第5条関係)

信用保証料補給内諾通知

第 号  
年 月 日

(貸付金融機関経由)

新潟県信用保証協会  
会長 様

新発田市長 印

新発田市信用保証料補給要綱により下記条件を付して に係る信用保証料補給を内諾することにしたので通知します。

記

- 補給条件 (1) 今回借入額が 円を超えないこと。  
(2) 新潟県信用保証協会の保証承諾を得ること。

上記条件が満たされた場合は次のとおり補給します。

- (1) 補給は当該保証料の %とする。  
(2) 支払方法は新潟県信用保証協会へ直接支払います。



第6号様式(第5条関係)

信用保証料補給決定通知

第 号  
年 月 日

金融機関

様

新発田市長



新発田市信用保証料補給要綱により下記のとおり信用保証料を補給することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補給対象企業名
- 2 補給額算定基礎 借入額 円  
補給率 保証料の %とする。
- 3 支払方法 新潟県信用保証協会へ直接支払います。

第7号様式(第5条関係)

信用保証料補給決定通知

第 号  
年 月 日

(貸付金融機関経由)

新潟県信用保証協会  
会長 様

新発田市長



新発田市信用保証料補給要綱により下記のとおり信用保証料を補給することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補給対象企業名
- 2 補給額算定基礎 借入額 円  
補給率 保証料の %とする。
- 3 支払方法 請求により貴会へ支払います。

別記第1号様式（第4条関係）

（令和3告示112・一部改正）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第5条関係）

第4号様式（第5条関係）

第5号様式（第5条関係）

第6号様式（第5条関係）

第7号様式（第5条関係）